

何故、再審請求を検察官に求めるのか、その意義は

内 田 博 文

何故、再審請求を検察官に求めるのか、その意義は何かについて、私の方から、少しお話をさせていただきます。

刑事手続について定めた現行刑事訴訟法の 435 条 6 号は、「有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき」は、「有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、再審の請求をすることができる。」と規定しています。そして、439 条 1 項は、再審の請求をすることができる者として、「有罪の言渡を受けた者」、「有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び保佐人」、「有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹」を掲げています。

問題は、「無罪等を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見した」にもかかわらず、これらの人たちが何らかの事情で再審請求をすることができない場合です。たとえば、「配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹」がいないか、死亡したためになくなった場合が考えられます。あるいは、生存していても、何らかの事情で再審を請求できない場合も考えられます。これらの場合、「無罪等を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見した」のに誤判を是正できないということが生じて、止むを得ないのでしょうか。

ここで考えなければならないのは、誤判を是正する責任は誰にあるのかということです。誤判を是正する責任は冤罪被害者およびその家族にあるのでしょうか。あるとすれば、これらの人たちが再審を請求しないとすれば、司法は誤判を是正しなくても止むを得ないともいえます。しかし、誤判を是正する責任が冤罪被害者およびその家族にあるというのは明らかに間違っています。誤判を犯した原因は冤罪被害者およびその家族にはないからです。身代わり犯人の場合などを別として、検察官は被疑者の意思に関係なく一方的

に起訴します。裁判所も被告人の意思に関係なく一方的に判決を言渡します。刑の執行も一方的になされます。冤罪被害者およびその家族の意思は一貫して無視されます。司法取引は認められていません。このように一貫して無視されてきたにもかかわらず、誤判の是正、再審請求の場合にだけ、冤罪被害者およびその家族の意思を問題とする。誤判を是正するかどうかは冤罪被害者およびその家族の意思次第だというのは不公平ではないでしょうか。

司法が一方的に犯した誤判であるとするれば、それを是正する責任は司法の側にあると考えるのが当然ではないでしょうか。司法の側が、その責任で自ら再審を行い、自ら誤判を是正する。そして、誤判を犯したことを謝罪し、名誉回復、被害救済を図るとするのが当たり前ではないでしょうか。国民主権の下では、司法にそのようにさせるのは国民の権利でもあり、責務でもあるといえます。皆さん方も、そう、お考えになりませんか。それにもかかわらず、このごくごく当たり前のことができないとすれば、日本の現行刑事訴訟法の再審に関する規定は根本的に間違っているということになります。その意味で、どうしても他に方法がないという場合には、国民が直接、裁判所に再審を請求するという選択肢も留保されていると考えられます。国民請求権という考え方です。ただ、それは最後の手段ともいべきもので、その前に他に取るべき方法はないのでしょうか。

そこで、このような観点から日本の現行刑事訴訟法をもう一度、読み直して見ますと、利用することが可能な規定が実はあったのです。現行刑事訴訟法の439条1項は、有罪の言渡を受けた者およびその法定代理人及び保佐人、有罪の言渡しを受けた者の配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹だけではなく、検察官も再審を請求することができるという規定しているからです。司法の側がその責任で自ら再審を行い、自ら誤判を是正する。そして、誤判を犯したことを謝罪し、名誉回復、被害救済を図るというごくごく当たり前のことを実現するために、この検察官による再審請求を活用するというのはおかしいでしょうか。おかしくない。当然のことではないでしょうか。

しかし、これまでは、この当然のことが行われてきませんでした。身代わり犯人であることが明らかになった場合、あるいは真犯人が現われた場合などを除いて、検察官が再審を請求することはありませんでした。検察官によ

る再審請求はごくごく例外的な規定だと考えられてきました。そのことに、裁判所も、検察庁も、そして、弁護士会も何ら疑問を抱くことはありませんでした。それは学界も同様でした。再審請求は有罪の言渡しを受けた者、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹がするものだと考えられてきました。それ故、それらの人たちが再審を請求しないのであれば、再審が開始されなくても止むを得ない。こう考えられてきました。日本の司法は、誤判の是正についても、受け身の立場を取り続けてきました。

今、いじめが大きな社会問題になっています。いじめには、加害者、被害者、そして、傍観者という構図が見られる。そして、傍観者は第三者では決してなく、明確に加害者だということがしばしば説かれています。再審請求について、司法が傍観者の立場、受け身の立場を取り続けるということは、第二の人権侵害を犯すということにならないのでしょうか。第一の人権侵害は、いうまでもなく誤判を犯したということです。誤判という人権侵害を犯し、しかし、自らが犯した誤判を自らは是正しない。冤罪被害者およびその家族が是正してくれるのを待つ。そのことによって更なる人権侵害を犯す。司法によるこのような二重、三重の人権侵害を許してもよいのでしょうか。これを国民、市民が許すということは、国民、市民もまた人権侵害の側にくみするということの意味します。今まで眠っていた検察官による再審請求という規定を活用させるということは、司法だけではなく、国民、市民の側の権利、そして責務でもあるのではないのでしょうか。

本菊池事件の場合、その必要は格別のものがあります。私たちの務めも、主権者としての務めだけではないのです。本菊池事件の死刑判決は、国の誤ったハンセン病強制隔離政策を支えた「無らい県運動」によって醸成され、助長されたハンセン病差別偏見に侵された法曹三者によって、「らい予防法」からも逸脱した、何から何まで憲法違反の刑事手続にのっとって言い渡されました。裁判官、検察官、弁護士は直接の加害者でしたが、メディアも学界も傍観者という形でこれに加担しました。国民、市民も例外ではありませんでした。ハンセン病差別偏見を醸成、助長し、菊池事件の背景ともなった「無らい県運動」の担い手は国・自治体だけではありませんでした。国民・市民もその担い手でした。菊池事件はいわば官民総がかりで作りだした誤判、そ

れも死刑という究極の誤判でした。そして、この死刑判決は理不尽にも執行されました。にもかかわらず、「加害責任」に基づいて、この究極の誤判を是正するという「是正責任」を法曹三者は現在までも果たしていません。メディアも学界も責任を果たしていません。それは国民、市民も同様です。

1975年5月20日、最高裁第一小法廷は画期的な決定を下しました。白鳥決定と呼ばれますが、要旨は次のようなものでした。

刑事訴訟法 435 条 6 号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」とは、確定判決における事実認定につき合理的な疑いをいだかせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠をいうものと解すべきであるが、右の明らかな証拠であるかどうかは、もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、当の証拠と他の全証拠と総合的に評価して判断すべきであり、この判断に際しても、再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りるという意味において、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判における鉄則が適用される。

この白鳥決定によって、「開かずの扉」と嘆かれてきた刑事再審の扉は大きく開かれることになりました。この開かれた扉から、死刑確定事件について再審無罪判決が 4 件も言い渡されることになりました。免田事件については 1983 年 7 月 15 日に。財田川事件については 1984 年 3 月 12 日に。松山事件については 1984 年 7 月 11 日に。そして、島田事件については 1989 年 1 月 31 日に再審無罪が言い渡されました。

しかし、菊池事件の場合、この開かれた扉を通ることはできませんでした。白鳥決定に先立つこと 12 年余り前の 1962 年 9 月 14 日に死刑が執行されていたからです。そして、白鳥決定以後も再審が請求されることはありませんでした。なぜ、御遺族の方が再審請求を躊躇されてきたかと言えば、今も、私たちが解消し得ていないハンセン病差別偏見のためです。

国の誤ったハンセン病強制隔離政策を支えた「無らい県運動」によって醸成され、助長されたハンセン病差別偏見が生み出した誤判。それも死刑という究極の誤判。にもかかわらず、この究極の誤判を是正する責任を御遺族の

方に押し付ける。そして、御遺族の方は、今も続くハンセン病差別偏見のために再審を請求することできない。それをよいことに、司法は傍観し、自ら犯した誤判の是正を避け続ける。国民、市民もこの傍観を許し続ける。このような官民総がかりの二重、三重の人権侵害、それも究極の人権侵害の構図が本菊池事件の場合には見られるのです。

菊池事件の場合、今も憲法違反の人権侵害は続いています。決して過去の憲法違反、人権侵害ではないのです。現在進行形の憲法違反、人権侵害なのです。被害者は死刑を執行された藤本さんだけではなく、御遺族の方も被害者なのです。誤った死刑判決が是正されていないことが憲法違反ですが、それだけではなく、差別偏見のため再審が請求できないということも憲法違反なのです。このような事態を放置し続けてもよいのでしょうか。良い筈はありません。

今まで眠っていた検察官による再審請求という規定を活用させる必要は、このように菊池事件の場合、格別のものがあります。それは、父親の名誉を回復したいが、ハンセン病差別偏見のためにそれが許されない、このような御遺族の葛藤を解消する道でもあります。検察官による再審請求という規定を活用させることは、直接の「加害責任」、そして、「是正責任」を負う司法の務めですが、それだけではなく、メディア、学界、国民、市民の務めでもあります。私たちは、誤った死刑判決に傍観者という形で加担したからです。他の冤罪事件にも増して、検察官による再審請求を実現させる務めが私たちにはあります。それは、主権者としてだけではなく、加害者としての務めでもあります。

問題は、このような形で検察官による再審請求という規定を活用することが法解釈論上可能かどうかです。法解釈論上は全く問題はありません。検察庁法4条は、検察官の職務について、次のように規定しているからです。

「検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。」

すなわち、検察官には、「公益の代表者として他の法令がその権限に属させ

た事務を行う」という職務も与えられているのです。そして、刑事訴訟法 435 条 6 号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」があるかどうかを検討し、「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」があると考えた場合には再審を請求するというのも、「公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う」に該当します。それも検察官の職務なのです。有罪にすることだけが検察官の職務ではないのです。ただ、この職務が十分に意識されてこなかったために、部分的にしか遂行されてこなかっただけなのです。当の検察官には違和感があるかもしれませんが、検察官が常日頃、標榜するように「公益の代表者」だとすれば、この違和感は克服されなければなりません。まして、現在、検察改革が大きな課題になっているのです。検察官の意識改革が求められているのです。誤判を是正することも検察官の職務なのです。

刑事訴訟法が、冤罪被害者らによる再審請求の道とは別の、もう一つの再審請求の道の担い手をなぜ、検察官としたのでしょうか。再審を請求するにあたっては訴訟手続や事実誤認についての専門的知見が必要不可欠で、ときには捜査に関する能力も要求される。新しい証拠を収集する必要もある。このようなことから、検察官が適任とされたものと思われまます。それ故、検察官がその「再審請求権」を行使するにあたっては、「検察の利益」に目を奪われるというようなことがあってはなりません。「公益の代表者」として、国民の権利を擁護し、国民の負託に応えるという観点から、これを適正かつ公正に行使しなければなりません。国民からの再審請求の要請だということを真摯に受けとめ、その再審請求権を誠実に行使しなければならないことは改めて詳述するまでもありません。

菊池事件の場合、何から何まで憲法違反の刑事手続に則って言い渡された、誤った死刑判決でした。それゆえ、再審請求理由の柱も憲法違反だということです。菊池事件の刑事裁判を検察官が正しく検証すれば、検察官が再審請求を絶対にしなければならない事件だということは直ちに理解できるはずで

す。

検察官に再審請求するように要請するということについては、弁護士の中にも違和感があるかもしれません。誤判を是正するのはもっぱら弁護士の務めであり、誇りでもある。こう考えられてきたからです。まして、その弁護

士が検察官に再審を要請するなど、一体、どういうことだ。抵抗感が強いかもしれませんが。しかし、よく考えていただきたいと思うのは、菊池事件のようなケースでは、弁護士が検察官に対して裁判所へ再審請求をするように要請し、この要請を介して間接的に再審請求を実現させていくというのは、弁護士が「有罪の言渡を受けた者およびその配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹」の請求代理人として、裁判所に直接再審を請求することと同じ、あるいは、それ以上の価値をもつということです。そして、本菊池事件の場合、検察官請求を通じて再審請求を実現させていくというのは、弁護不在のために死刑判決を許した弁護士、弁護士会の義務でもあるということです。弁護士の誇りの故に、この義務が果たされないというようなことはあってはなりません。そのようなことはないと思います。弁護士会挙げて要請行動を支持していただけるものと信じます。

もっとも、そうだとしても、検察官による再審請求を実現するのは決して容易ではありません。実現には多くの国民、市民の方々の力が必要です。報道の力に負うところも多大です。菊池事件の異常さをもっともっと多くの方に知っていただくという努力も欠かせません。

皆様方のお力によって、支援の輪が全国に、そして各界に拡がり、本菊池事件の再審請求が、日本の刑事再審にとって、白鳥決定に続く、第二のエポックになった。白鳥決定で果たせなかったパラダイムの転換を実現させた再審だったと語られる日が来ますことを願ってやみません。名誉を回復された藤本さんの御霊前に、そして、御遺族に、その御報告ができる日が一日も早く訪れますことを祈って、私からの意義説明とさせていただきます。ありがとうございました。